

市民意見募集(パブリックコメント)結果

「和歌山市空家等対策計画(案)」に対するご意見を募集した結果、3件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

募集案件	和歌山市空家等対策計画(案)
受付期間	平成29年1月4日～平成29年2月3日
ご意見の件数	2名・3件

■ご意見の概要と市の考え方

No	ご意見の概要	市の考え方
1	所有している空き家を維持していく一つの方法として「民家の宿泊システム」に目を付けました。ただ、対象となる施設が限定的(下宿、老人施設など)であるため、もう少し要件を緩やかにすれば、空き家の活用に幅が広がるのではないかと思います。	現在のところ、国が、「民泊サービス」のあり方について検討を重ねながら法整備などを行っているところです。本市としましては、今後も、国の方策などに注視していくとともに、市関係部局とも連携を図りながら取り組むことを検討していきます。
2	平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号に協議会の組織について、「協議会の構成員として、具体的には弁護士、司法書士、宅地建物取引業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉士の資格を有して地域の福祉に携わる者、郷土史研究家、大学教授・教員等、自治会役員、民生委員、警察職員、消防職員、道路管理者等公物管理者、まちづくりや地域おこしを行うNPO等の団体が考えられる。これに加え、都道府県や他市町村の建築部局に対して協力を依頼することも考えられる。」と記載があるが、和歌山市空家等対策協議会委員に弁護士が入っていないのはなぜか。	本市の空家等対策協議会の設置の目的として、空家等対策計画の作成及び変更に係る専門的な意見を聞くため等が挙げられます。まず、本市の空家等の対策の基本的な方針としての空家等対策計画を作成することに重点を置き、委員の構成を行いました。今後、計画に基づく空家等対策を実施していくなかで、措置の手続き的な適法性などの確保が必要となることが考えられることから、ご提案のあった弁護士についても、協議会へ参加してもらうことを検討してまいります。

3	<p>和歌山市空家等対策計画においては、空家等情報のデータベース化が図られる予定であるが、データベース化された情報は、どのように使われ、管理される予定であるのか。</p> <p>また、平成27年度に実施されたアンケート調査結果の情報はどのように取扱われ、管理されているのか。</p>	<p>データベース化された空家等情報につきましては、本市において管理し、今後の空家等の利活用及び特定空家等に対する措置等の空家等対策に活用していく予定にしております。</p> <p>平成27年度に実施しましたアンケート調査結果の情報は空家対策課において管理し、本市における空家等対策の施策を検討する際の資料としております。</p> <p>個人情報については管理を徹底し、空家等の利活用を使用する際にも個人情報の適正な取扱いを確保していきます。</p>
---	---	---